

2 アクションプランの概要

アクションプランは市民と行政の双方からいただいた意見や事例を踏まえて作成しました。アクションプランでは、できるところから始め、試行的に実施しながら、結果を見て軌道修正を行う考え方で作成されています。

したがって、継続的に行政と市民で情報交換を行うとともに、数年ごとにプランの見直しを行い、必要に応じて随時改定する性格のものです。アクションプランの策定にあたっては、官民の連携・協働を意識して、市民参加を促す取り組み、市民が自ら行う取り組みなど、市民の協力を前提として、みんなで取り組むためのアクションプランとなるように留意しています。

2.1 アクションプランの考え方

アクションプランは、マスタープランで掲げた基本方針、計画目標の実現にむけた道筋や手段を、新河岸川流域全体、本川、支川ごとにグループ分けしてとりまとめており、「どこで、だれが、何に取り組むのか」について明解に記載することを念頭に作成しました。



図 2-1 新河岸川流域水循環マスタープランの計画体系

2.2 アクションプランにおける取り組みの考え方

アクションプランは、目標達成までのすべてを記載したものではなく、毎年の進捗確認と5年を目処に見直すことを前提として策定しています。

「Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)」のPDCAサイクルを繰り返すことで、適宜実行計画を見直し、新河岸川流域が理想とする水環境を目指していきます。

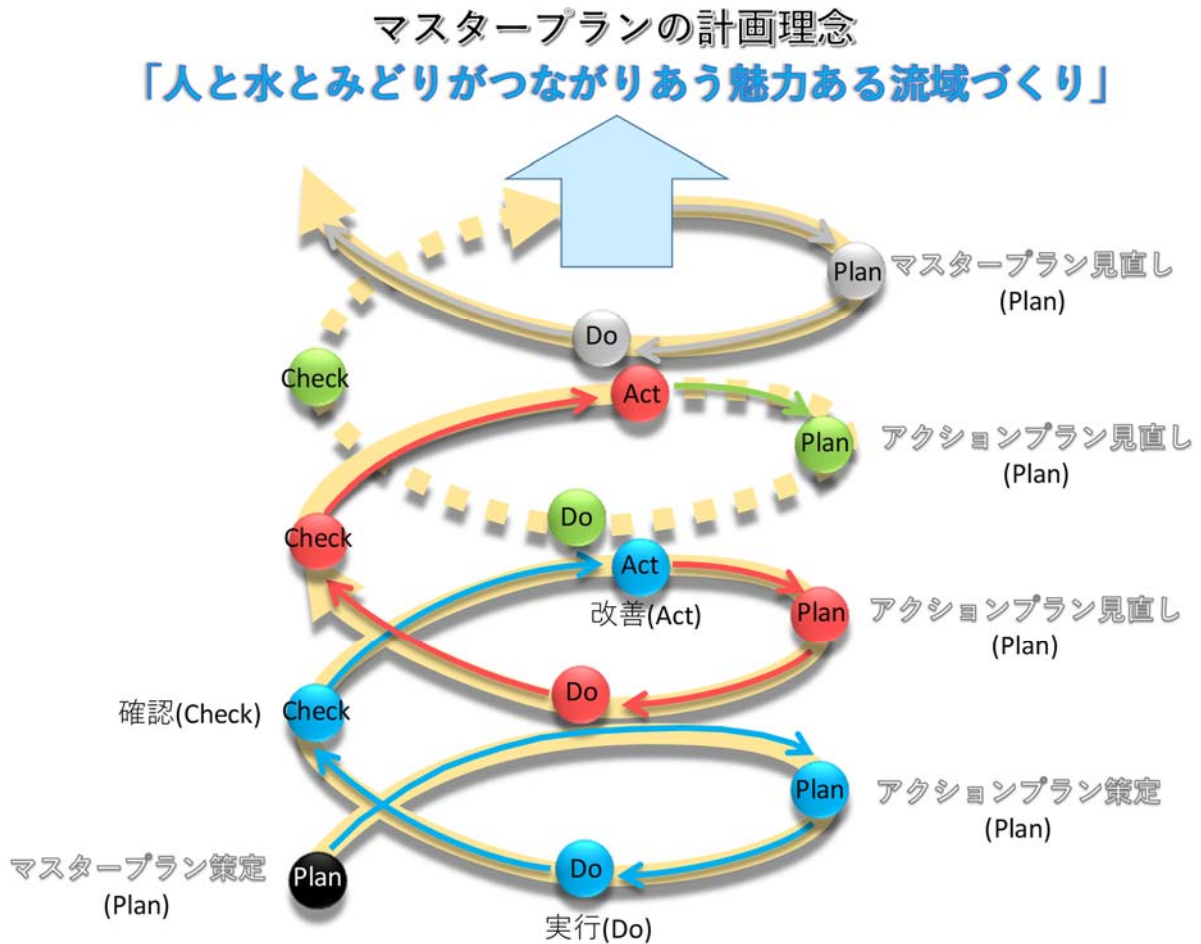


図 2-2 新河岸川流域水循環アクションプランのフォローアップイメージ

出典：新河岸川流域水循環マスタープラン

【アクションプランの策定】

- マスタープランで設定した計画理念を実現するため、具体的な各種施策等を定めた実行計画であるアクションプランを策定します。アクションプラン策定にあたっては、マスタープラン検討委員会を基本とした「新河岸川流域水循環マスタープラン検討委員会」を設立します。
- アクションプランでは行政（国、都県、市区町）や市民団体等の各実施主体がそれぞれ『だれが、なにを目標に、いつごろまでに、なにをする』を可能な限り記載します。
- 新河岸川流域全体や支川ブロック毎に、その現状や課題を踏まえ、取り組むべき各種施策等を位置付けます。

【アクションプランの実行】

- アクションプランで定めた各種施策等については、行政や市民団体等の各実施者が実行します。

【アクションプランのモニタリング】

- アクションプランに位置付けられた各種施策等の進捗状況を把握するための体制を構築し、その状況について共有します。
- モニタリング結果は、将来計画であるマスタープランとの整合や有識者の意見を踏まえながら、適宜分析・評価し、流域等の状況に応じてアクションプランの見直しを検討していきます。

図 2-3 フォローアップの具体的な取り組み方針

2.3 アクションプランの基本方針

2.3.1 施策の実施主体（取り組み主体）

施策の実施主体（取り組み主体）は、行政機関、市民及び市民団体、企業をはじめとする流域のあらゆる関係者です。

マスタープランの計画理念の実現に向けては、行政機関、市民及び市民団体、企業が個々に取り組むだけでなく、連携・協働し、流域一体となった取り組みが必要です。



図 2-4 取り組み主体と連携・協働のイメージ

2.3.2 アクションプランの目標設定

アクションプランでは、マスタープランの基本方針及び計画目標に基づいて、効果が目に見えるような身近な目標、取り組みやすい目標を設定しました。

2.3.3 アクションプランの目標期限

アクションプランの目標期限は“概ね5年”です。

2.3.4 取り組みの記載方法

アクションプランの目標達成に向けて、実施する取り組みを可能な限り具体的に記載しました。行政機関や市民団体へアンケートや聞き取り調査を行い、取り組みを整理しました。併せて、取り組みの連携状況及び実施段階も整理しています。

取り組みの連携状況は、市民が主体となる取り組み、行政が主体となる取り組みで分類しています。

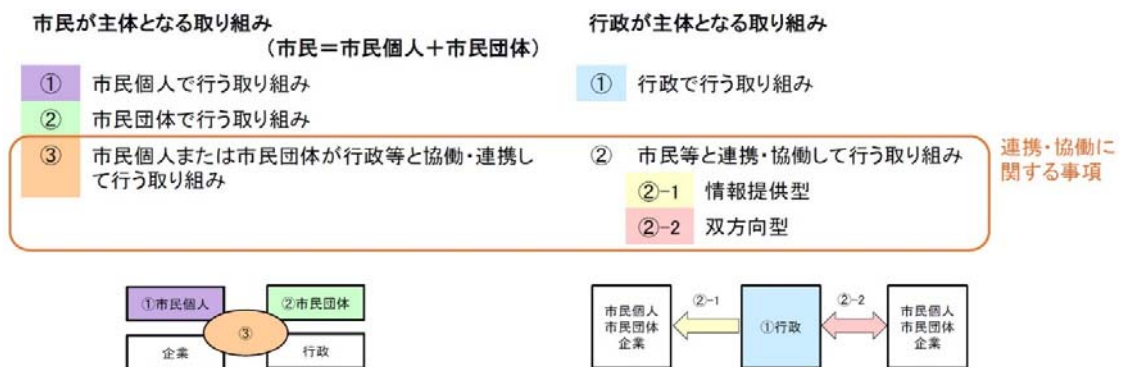


図 2-5 取り組みの連携状況の分類

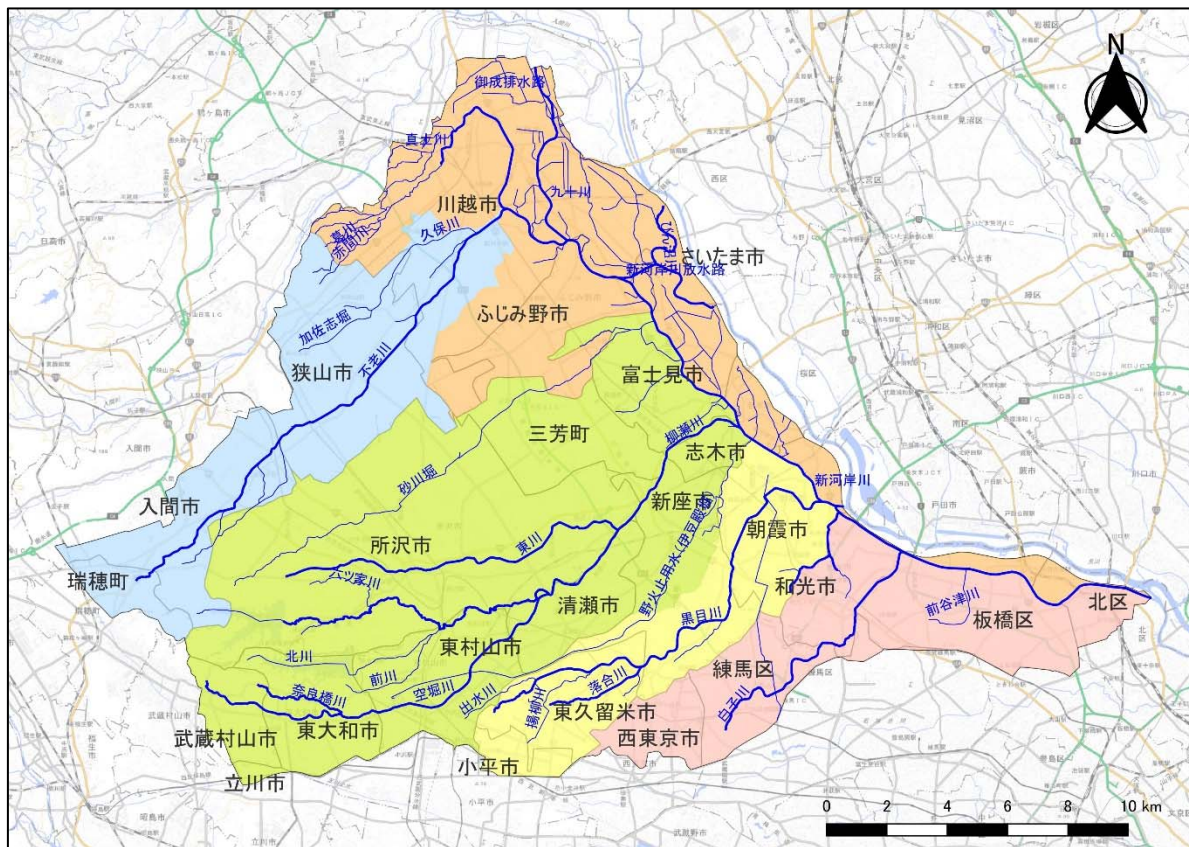
取り組みの実施段階は、行政が主体となる取り組みのみで分類しています。

- ★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する
- ★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する
- ★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する

図 2-6 取り組みの実施段階の分類

2.3.5 検討単位

マスタープランでは新河岸川流域を新河岸川流域全体・本川及び4つの支川ブロック（不老川、柳瀬川・砂川堀、黒目川、白子川）の計5ブロックとしていた。アクションプランでは新河岸川流域全体・本川を新河岸川流域全体と新河岸川本川の2ブロックに分けることで、計6ブロックとして検討しています。



新河岸川流域全体
 (自治体) 東京都、埼玉県

新河岸川本川ブロック
 (主な河川) 新河岸川、九十川
 新河岸川放水路など
 (自治体) 北区、板橋区、和光市、朝霞市、志木市、富士見市、川越市、さいたま市、ふじみ野市

不老川ブロック
 (主な河川) 不老川など
 (自治体) 瑞穂町、川越市、狭山市、入間市

柳瀬川・砂川堀ブロック
 (主な河川) 柳瀬川、空堀川、東川、砂川堀雨水幹線など
 (自治体) 東村山市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、立川市、所沢市、志木市、富士見市、三芳町

黒目川ブロック
 (主な河川) 黒目川、落合川、越戸川など
 (自治体) 東久留米市、小平市、朝霞市、新座市

白子川ブロック
 (主な河川) 白子川、前谷津川、出井川
 (自治体) 練馬区、北区、板橋区、西東京市、和光市

図 2-7 アクションプランでのブロック分割

背景出典：国土地理院発行淡色地図タイル

2.3.6 アクションプランの構成

アクションプランは4章で構成されています。

「1章 はじめに」、「2章 新河岸川流域水循環アクションプランの概要」では、新河岸川流域の概況やマスタープラン及びアクションプランについて記載しています。

「3章 概ね5年で実施する取り組みと今後の取り組み（アクションプラン）」では、現状を踏まえた、概ね5年で実施する取り組みと今後の取り組みをブロック別、取り組み主体別に記載しています。ここで、「概ね5年で実施する取り組み」とは現在の取り組みを継続的に行うものや新たに取り組みを行うもの、「今後の取り組み」とは今後、具体化し取り組みを行っていききたいもの、として区別しています。取り組み主体は、市民が主体となる取り組みと行政が主体となる取り組みの2つに分類しています。ここで、「市民」とは市民個人と市民団体を指します。また、企業の取り組みは参考資料に整理しています。

「4章 フォローアップ」では、マスタープラン及びアクションプランを推進していくためのフォローアップの目的や進め方を記載しています。

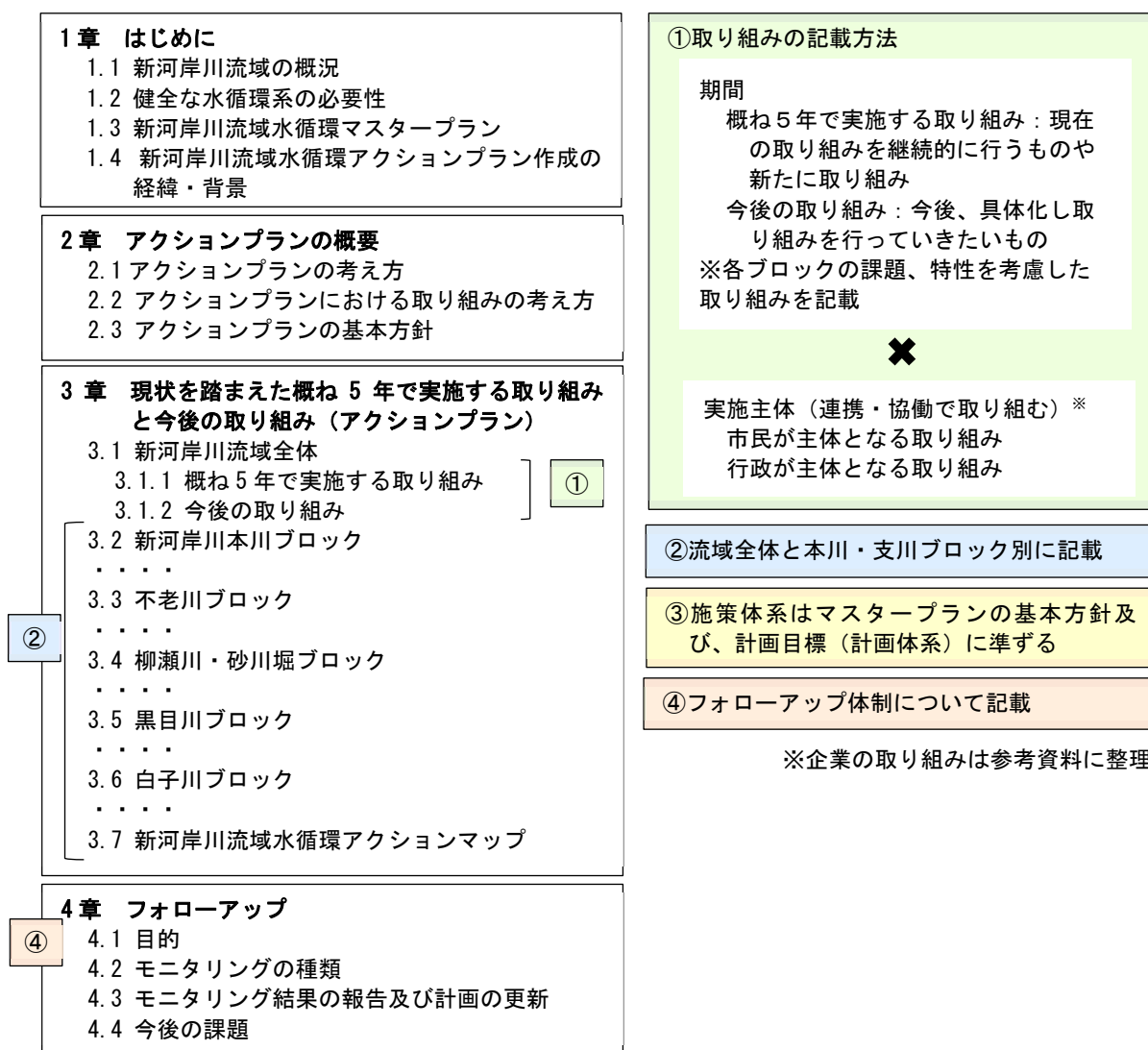


図 2-8 アクションプランの構成